

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成30年(㊦)第 2276 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に 金30万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮
に開示せよ。

債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を仮に削除せよ。

平成 30 年 10 月 9 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 小川直人

当事者目録

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目33番4号

プレイアデ虎ノ門8階

八雲法律事務所法律事務所 (送達場所)

電話：03-5843-8190

FAX：03-5843-8191

債権者 山岡 裕明

アメリカ合衆国 94107

カリフォルニア州 サンフランシスコ

タウンSEND 101

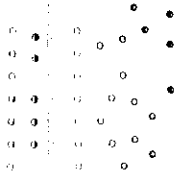
(101 TOWNSEND, SAN FRANCISCO, CA
94107 U.S.A)

債務者 クラウドフレア インク
(CLOUDFLARE, INC.)

上記債務者代表者
最高経営責任者
マシュー プリンズ
(MATTHEW PRINCE)


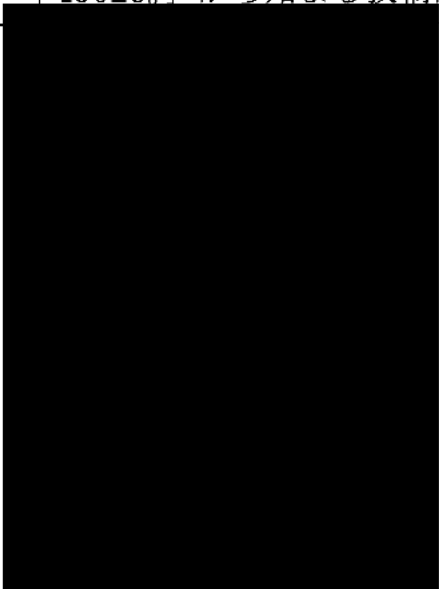
発信者情報目録

- 1 別紙投稿記事目録記載の投稿記事を蔵置したホスティングサーバーのIPアドレス（最終ログイン時のIPアドレスも含む）
- 2 前項のIPアドレスが割り当てられた電気通信設備から、債務者の用いる特定電気通信設備に前項の記事が送信された年月日及び時刻



投稿記事目録

[1]

閲覧用 URL	https://sonshi.xyz/wiki/%E5%B1%B1%E5%B2%A1%E8%A3%95%E6%98%8E
タイトル	山岡裕明
投稿内容	「山岡裕明（やまおかひろあき、Yamaoka Hiroaki、  とは、第一東京弁護士会に所属する弁護士である。唐澤貴洋と共同で法律事務所クロスを設立した。弁護士番号は43028。」から始まる投稿内容全て。
投稿画像	

これは正本である。

平成 30 年 10 月 9 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 佐藤 ちひろ

